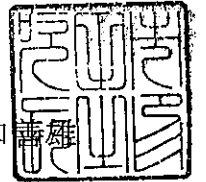




国土交通省道路局長 殿

平成19年 5月 8日

吹田市長 阪口 善雄



道路政策の中期的な計画の意見について（回答）

平素は本市道路行政に格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

本市は全域が市街地区域であり、市域面積の約85%が住居系の用途地域で占められた住宅都市でございます。

市域内にはJR東海道本線、阪急京都線、阪急千里線、地下鉄御堂筋線、北大阪急行電鉄、大阪モノレールなどの鉄道が走っており、それらの鉄道駅は合計14駅にものぼりますが、それぞれの駅から30分以内に大阪の都心部と直結しています。また、道路も名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道といった高速道路や御堂筋線（国道423号）・大阪中央環状線などの都市幹線道路が市域を通過しており、大阪国際空港やJR新大阪駅などにも近接し、交通至便な立地条件にあります。

本市の北部地域では、日本で最初の良好な大規模住宅都市である千里ニュータウンの建設が1961年から始められ、まち開きから40年ほど経過し緑豊かな成熟したまちとなっております。また1970年にはニュータウンに隣接する地域で「人類の進歩と調和」をテーマに万国博覧会が開催され、その跡地は緑に包まれた自然回帰の公園として整備され、多くの人々に親しまれています。

また市域の中部・南部地域では良好な市街地形成を図るため、1964年から市施行による土地区画整理事業を6地区、組合施行による区画整理事業も3地区実施され、合計施行面積は360haで市域の約10%の基盤整備がされました。

しかしながら、市域のこうした整備からすでに相当の年月が経過している地区もあることから、住民の少子高齢化、商業地区の衰退現象が顕著であり、また公的集合住宅の高層住宅への建替えや、大企業が所有する社宅などの跡地の大規模開発に起因する教育施設の不足、周辺地域の環境悪化、生活道路への交通流入・渋滞などの様々な問題が新たに生じてきております。

本市が現在、計画している大事業としまして、①吹田操車場跡地を利用したまちづくり『東部拠点整備事業』、②阪急千里山駅周辺の老朽化した千里山団地（旧住宅公団）

建替えと併せた都市計画道路を含む、周辺都市基盤整備事業の『千里山駅周辺整備事業』、③千里ニュータウンの再生・活性化のための拠点整備である、阪急南千里駅周辺の交通広場を含めた再整備事業『千里南地区センター再整備事業』及び④平成 23 年度に大阪外環状線鉄道の新駅設置が南吹田地域に予定されており、新駅の駅前広場整備並びにＪＲ東海道線本線で東西に分断されている地域を連絡する道路整備事業『都市計画道路西吹田駅前線立体交差事業』の４大事業がございます。

以上のような本市を取り巻く状況を鑑みまして重点化、効率化を進める上で、次の事項について優先度が高いと考えていますので、道路政策に反映して頂きたい。

(1)都市の円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るうえで、幹線街路の整備は最も重要であり、引き続き整備促進のための政策を講じられたい。

【大阪府施行：十三高槻線・豊中岸部線 吹田市施行：西吹田駅前線・千里丘豊津線】

(2)良好なまちづくりを誘導し、地域を活気ある魅力的なまちへと活性化させる地域拠点整備事業に対する柔軟的な財政支援の政策を講じられたい。

【東部拠点整備事業・千里南地区センター再整備事業・千里山駅周辺整備事業】

(3)高度成長期に多くの都市基盤施設が整備され、その本格的な大量更新へ向け、地方の財政事業が厳しい中、計画的かつ重点的にリニューアル事業に取り組むことが出来る新たな財政支援の政策を講じられたい。

(4)駅周辺の歩行者及び交通弱者の安全な移動円滑化対策として、交通バリアフリー法に基づいた事業を進めているが、本市では１４駅もあるという特殊事情があり、交通バリアフリー法に特化した新たな政策を講じられたい。

【交通バリアフリー道路特定事業】

(5)民間の大規模開発に起因する、周辺地域の道路交通環境悪化に対する市の整備改善事業に新たな財政支援の政策を講じられたい。

(6)本市の既存道路整備指針である、「道路安全再整備のグランドデザイン（基本指針）」を基に、安心・安全・快適に『歩いて暮らせるまちづくり』を目指し、車優先から人優先の人にやさしい道づくりを推進しているが、生活道路や通学路の安全対策の整備事業に新たな財政支援の政策を講じられたい。

意 見

本市では歩道が設置できない生活道路や通学路の安全対策として、路側帯の路面にグリーンの色を塗り、視覚的に歩車道の分離を図って歩行者の安全対策を講じていますが、公安委員会との協議の中で、道路交通法の関係から一定幅員以上の車線幅を確保しなければならないことから、十分な路側帯を確保できない場合が多々ございます。

生活道路や通学路の現状を見据え、それに特化した真に歩行者の安全対策のための歩車共存道路の整備指針を警察庁と連携し、早急に策定していただき、その理念が末端組織まで十分浸透するようご配慮願いたい。

